

令和7年度 収入認定事務について

令和7年度の収入認定事務（令和8年度家賃額決定事務）を次のとおり行うこととする。

事務の流れは「収入認定及び家賃決定事務について（P2～）」のとおり。

1 添付書類（収入を証明する書類）の添付対象者

入居者及び同居者で令和7年度中に満16歳以上になる者（通常は中学を卒業した者以上が該当。ただし、中学生以下でも収入がある者は対象となる。）

2 収入を証明する書類の種類

市区町村発行の課税台帳記載事項証明書、源泉徴収票の写し、給与支給証明書又は所得税の確定申告書の控えの写し（税務署が受付したことがわかるもの）など。

個人番号（以下「マイナンバー」という。）を届出済み（収入申告と同時に届け出る場合も含む。）の者は、収入を証明する書類の添付を省略することができる。

3 収入調査対象者及び課税台帳の閲覧

住宅課から送付する未申告者リストから、指定管理者で調査対象者を決定。

市町での調査・閲覧は、建設事務所（西部建設事務所管内は住宅課）でスケジュールを作成し、実施する。ただし、管外市区町村への調査は文書で照会する。

4 未申告者の収入認定（令和6年度と同様）

3の調査の結果、未申告者のうち収入超過者又は高額所得者の認定基準に該当する者については、家賃額を近傍同種の住宅の家賃とした上で、収入超過者又は高額所得者と認定する。

5 スケジュール

- (1) 住宅課から指定管理者への申告書等の送付は、6月20日（金）に発送予定
※入居者1人につき 申告書2部（うち、明細が記載されたものは指定管理者控え）
パンフレット『「収入申告書」の提出について』1部
- (2) 入居者への申告書等の配布は、6月下旬～7月上旬
（具体的な時期は、指定管理者で決定）
- (3) 収入申告の期限は、7月31日（木）
- (4) 収入認定日は、10月1日
- (5) 入居者への認定通知は、1月下旬発送目途
- (6) データの電算入力は、8月末を第1回目とし、11月上旬までに4回行う。（修正を含む）

電算への入力後、エラーリスト及び未申告者リスト等を出力

↑

指定管理者へ送付

→

データチェック

→

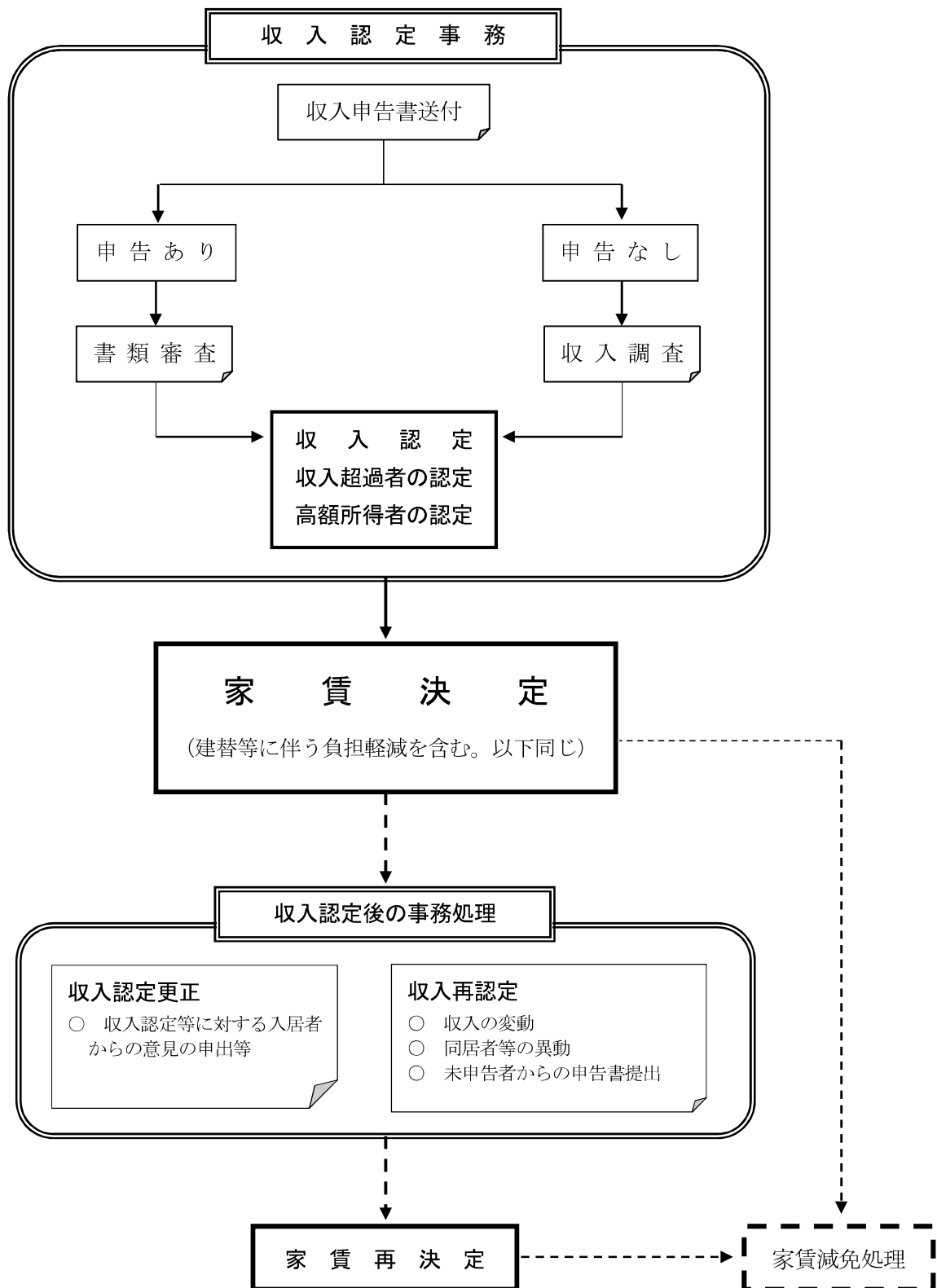
電算への入力

6 その他

令和6年度収入認定の未申告者のうち、今回申告のあったものについては、その認定額に基づき令和7年度家賃額（提出した月～令和8年3月）の変更（収入再認定）を行うことができる。この場合、収入再認定申請書の提出が必要。（未申告であるかどうかのチェックは、電算システムで行う。）

収入認定及び家賃決定事務について

1 収入認定及び家賃決定事務フロー



2 収入認定

(1) 収入認定の必要性

ア 収入申告の意義

公営住宅制度においては、本来入居者に対して低廉な家賃を実現するものであり、この低廉な家賃は、実質的にみれば公的給付を受けていることと変わらない。

公的給付を行う制度では、生活保護制度等にみられるように、被給付者が当該給付を申請するのが通常（申請主義）であるため、県営住宅においても公的給付と同価値の低廉な家賃設定を受けるためには、入居者が収入申告をすることが合理的である。

このため、広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第13条第1項の規定で、入居者に対し毎年度収入申告することを義務づけ、この申告に基づいて、家賃を定めることとし、申告がなかった場合には、公的給付をしないこと、すなわち、近傍同種の住宅の家賃を課すこととしている。

イ 応能応益家賃制度

県営住宅の家賃は、毎年の入居者の収入並びに住宅の立地条件及び住宅の規模等に応じて毎年度家賃を決定している。

(2) 収入認定事務の取扱い

ア 収入申告書配布対象者

(ア) 6月2日現在の入居者

入居者全員を対象とする。（ただし、店舗、特別住宅、訴訟対象者（調定停止中）、建替に伴う民間住宅への仮移転者及び6月3日以降に入居承継等により入居登録をした者を除く。）

(イ) 6月3日以降（令和7年度の課税証明等により入居する）の新たな入居者

入居申込書の提出をもって収入申告書の提出があったものとみなすため、収入申告書の配布は不要です。（規則第10条第1項ただし書。その年度と翌年度の家賃を決定するための収入申告になることに注意）。

(ウ) 訴訟対象者

a 訴訟提起前に全額納付した者には、指定管理者が収入申告の指導をする。

b 訴訟提起し和解となった者には、和解締結時に住宅課が収入申告の指導をする。

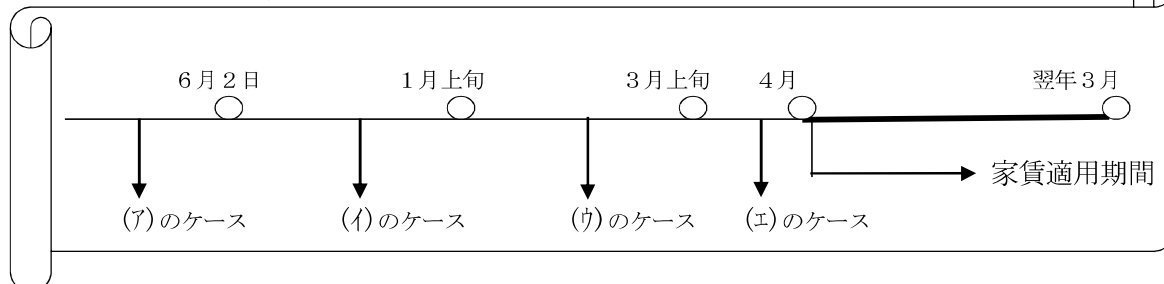
(エ) 建替で民間住宅に仮移転している者

県営住宅に本移転する際に最新の収入関係書類の提出を求め、その年度と翌年度の家賃を決定する。（ただし、建替による移転時期が収入申告書配布時期と重なる場合は注意し、必ず入居者に収入申告書が届いているかを確認すること。）

イ 収入認定基準日

認定基準日は、該当年度の10月1日とする。

ウ 収入認定の通知時期



(ア) 入居日が6月2日以前の入居者

収入申告書を送付し、これに基づき認定通知を1月下旬に行う。

(イ) 6月3日から認定通知出力作業日（1月上旬）までの入居者

入居時収入をもって収入認定し、(ア)と同時期に認定通知する。

※ 令和7年度の家賃決定のために収入認定作業を行う必要があるので、令和6年度の家賃決定とは別に住まいる7の収入調査の画面へも収入情報を入力すること。

(ウ) 認定通知出力作業日（1月上旬）から収入認定確定後処理（3月上旬）までの入居者

入居時収入をもって収入認定するが、認定通知は一定期間ごとに作成し通知する。

※ 令和7年度の家賃決定のために収入認定作業を行う必要があるので、令和6年度の家賃決定とは別に住まいる7の収入調査の画面へも収入情報を入力すること。

(エ) (ウ)以降の入居者

入居時収入をもって収入認定するが、この認定については、認定の通知は行わない。

※6月・10月の定期募集（7・8・9月の随時募集）の新規入居者はシステムに入力すること。

エ 収入認定における収入のとらえ方（令第1条第3号）

(ア) 収入の対象

所得税法上課税対象となる収入は、公営住宅法上の収入として扱う。

所得税法上非課税対象となる収入は、公営住宅法上の収入として扱わない。

(イ) 過去1年間の収入（令第1条第3号及びこれに係る国の通達（昭和36年3月6日住発第56号）参照）

a 原則 この日以前の過去1年間における収入となるという考え方であるから収入は前年の10月1日から今年の9月30日までのものとなる。

しかし、実務上は添付書類の内容が「暦年」であることから、前年の1月1日から前年の12月31日における収入を過去1年間の収入として取り扱う。

b 例外 前年の1月2日以後、退職・転職・就職等変動があつて、前年分の収入額にすることが妥当でない場合は、変動の日以降現在までの（申告書提出期限日の前月までの）「給与支給証明書」又は「収支明細書」などにより、次のとおり算出する。

(a) 給与所得者については就職後の収入を、事業所得者については事業を営んでからの収入（1月未満期間の収入は切り捨てる。）を就職又は事業開始後の月数（1月未満は切り捨てる。）で除した額に12を乗じた額とする。

(b) 過去1年間に収入の額が著しく変動した場合

変動以前の収入は除き、変動後の収入を(a)の例により算出する。

(c) 過去1年間に収入のない時期があつた場合

収入のない月数を除いて(a)の例により算出する。

(ウ) 収入の種類

所得税法上に定める所得の種類			公営住宅法上の収入
①利子所得 ④事業所得	②配当所得 ⑤給与所得	③不動産所得 ⑥山林所得	収入とする
⑦退職所得	⑧一時所得		収入としない
⑨譲渡所得	⑩雑所得		一時的収入とみなされるものは、収入としない。継続的収入は、収入とする。 課税対象の恩給・年金（公的年金一覧表参照）は、収入とする。

公的年金一覧表

年金の性格	公営住宅法上の取扱い	収入とする	収入としない	
	税法上の取扱い	課税（雑所得）	非課税	
	制 度	年金の種類別	年金の種類別	一時金
分類	恩 給	普通恩給	増加恩給（併給の普通恩給を含む扶助料） 公務扶助料	一時恩給 傷病賜金 一時扶助料
	共 済 年 金	退職年金 減額退職年金 通算退職年金 退職共済年金	障害年金 遺族年金 通算遺族年金 障害共済年金 遺族共済年金	退職一時金 返還一時金 障害一時金 死亡一時金
	厚 生 年 金	老齢年金 通算老齢年金 老齢厚生年金 脱退手当金	障害年金 遺族年金 通算遺族年金 障害厚生年金 遺族厚生年金	障害手当金
	国 民 年 金	老齢年金 通算老齢年金 老齢基礎年金	老齢福祉年金 障害年金 母子年金、準母子年金 遺児年金 寡婦年金 障害基礎年金 遺族基礎年金	死亡一時金

※ (ウ)①～⑩以外で公営住宅法上収入としないものには、次のものがある。

- a 相続・遺贈又は個人からの贈与による収入
- b 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- c 雇用保険の失業給付
- d 職業訓練手当、職業転換給付金
- e 生活保護のための給付
- f 児童福祉のための支給金品、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
- g 身体障害者のための支給金品
- h 労働基準法に基づく、療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償
- i 原爆手当
- j 仕送り

オ 収入認定における収入控除等（令第1条第3号）

一般控除 〔一般控除対象者〕	同居控除 a	同居者で本人以外の方	1人につき 38万円
	別居控除 b	同居者以外で所得税法上控除対象配偶者又は扶養親族となっている方	
個別の特別控除	寡婦控除 c	合計所得額(※)が500万円以下のうち、次のいずれかに当てはまる方 ① 夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫(不届)」「妻(不届)」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 27万円 (所得が27万円以下の方は、その所得金額)
	ひとり親 d	婚姻歴や生死にかかわらず、生計を同一にしている総所得金額等(※)が48万円以下の子を有する単身者の方で、合計所得金額(※)が500万円以下の方 ※住民票の続柄に「夫(不届)」「妻(不届)」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 35万円 (所得が27万円以下の方は、その所得金額)
給与年金控除	給与所得者控除又は公的年金等所得者控除 e	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	1人につきその人の給与所得又は公的年金等に係る雑所得から10万円 (所得が10万円以下の方はその所得金額)
その他の特別控除	障害者控除 f	本人又は一般控除対象者のうちで心身障害があり、手帳などを交付されている方	1人につき 27万円
	特別障害者控除 g	本人又は一般控除対象者のうちで精神・身体に重度(身体障害1～2級、精神障害1級、等)の障害がある方	1人につき 40万円
	老人控除対象配偶者控除 h	一般控除対象者のうち、所得税法上の控除対象配偶者で、かつ、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除 i	一般控除対象者のうちで年齢が70歳以上、かつ、所得税法上の扶養親族と認められている方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除 j	一般控除対象者のうちで年齢16歳以上23歳未満で、かつ、所得税法上の扶養親族と認められる方	1人につき 25万円

※ 控除の基準日

a 老人控除対象配偶者控除・老人扶養親族控除 f（70歳）、特定扶養親族控除 g（16歳以上23歳未満）等の年齢に関する控除の基準日は、次のとおり。

(a) 入居日が6月2日以前の入居者 10月1日現在を基準日とする。

(b) 6月3日以降の新入居者 入居可能日を基準日とする。

b 寡婦・ひとり親及び障害に関する控除については、それに関する申出により控除する。

(3) 収入申告書未提出者等への対応（法第34条、条例第33条）

ア 申告がない場合や同居者の添付書類が不足するなど申告が不十分な場合は、督促（別紙1のとおり、12ページ参照）する。

督促したにもかかわらず申告がない場合は、課税台帳の閲覧や雇主に報告を求めるなどする。この調査を実施しないと高額所得者を見逃すおそれがあるため、必ず実施すること。

なお、調査時期等については、各建設事務所（西部建設事務所管内は住宅課）で決定する。

イ 前年度の収入申告で未申告者が収入申告してきた場合、その収入によって現行家賃の変更（収入再認定）をすることができる。（再認定申請書が必要）

(4) その他

収入認定事務の取扱いについては、この書類による外、入居者に配布している『「収入申告書」の提出について』を参考にする。

3 収入認定及び家賃決定の手続き

(1) 収入申告書の記入上の注意

審査後の所得金額は「特記事項」欄に記入する。

ただし、マイナンバーを利用して税情報を取得する場合（マイナンバー届出済であり利用に係る同意がある場合）は記入不要。

(2) 収入認定事務に係る電算入力について

ア 収入認定電算入力用付票の記入方法

(様式)

住宅番号	未提出	裁量階層	同居家族	別居扶養	生活保護
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)

宛名番号	氏名	M N 利用 可否	老人 扶養	老人 配偶	特定 扶養	障害 ／ 特障	寡 婦	ひとり 親	給与 所得	年金 所得	事業 所得	その他 所得
(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)	(ソ)	(タ)	(チ)	(ツ)	(テ)

(上記様式中の(ア)から(リ)の入力説明)

(ア) 住 宅 番 号 既に記載済

(イ) 未 提 出

- a 収入申告書の提出があり、添付書類が整っていればスペース（空白のまま）
- b 収入申告書の提出がない場合又は収入申告書の提出はあるが添付書類に不備がある場合は、収入申告書下部の県使用欄を用いた電算入力ではなく、住まいる7の調査所得欄に収入調査（課税台帳の閲覧結果等）の情報を入力し、未申告フラグ欄にチェックを入れてください。

(ウ) 裁 量 階 層 該当がなければスペース（空白のまま）で、該当があれば次の表のコードを記入。なお、重複する場合は、いずれか1つ記入。

区 分	障害者	高齢者 世帯	戦傷病者	原爆 被爆者	海外 引揚者	ハンセン病	子育て 世帯
コード	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5	0 6	0 7

※ 裁量階層の認定については、次に該当するものとする。

障 害 者 0 1 身体障害者（1級～4級）・精神障害者（1級又は2級）
知的障害者（最重度、重度、中度）

高齢者世帯 0 2 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者

(単身入居で、本人が60歳以上の者である場合も該当する)

- 戦傷病者 03 特別項症から第6項症、第1款症
 原爆被爆者 04 原爆被爆者
 引揚者 05 引揚げ後5年以内
 ハンセン病 06 ハンセン病療養所入所者等
 子育て世帯 07 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯

- (エ) 同居家族 同居者の人数を右詰めで記入(前0不要)
 (オ) 別居扶養 所得税法上、扶養控除の適用を受けている別居扶養親族の人数を記入
 (書面により扶養を確認すること。)
 (カ) 生活保護 生活保護世帯の場合は1、非生活保護世帯の場合はスペース
 (キ) 宛名番号 6月2日時点の同居者は、既に記載済。
 6月3日以降に登録した同居者は記入。
 (ク) 氏名 宛名番号と同様。
 (ケ) MN利用可否 マイナンバーを届出済であり、利用に係る同意がある場合(申告書右欄で
 確認)は1、未届の場合や同意がない場合は0を記入。
 (コ) 老人扶養 老人扶養親族の対象となる場合1を記入、該当がなければスペース。
 (ク) 老人配偶 老人控除対象配偶者である場合1を記入、該当がなければスペース。
 (シ) 特定扶養 特定扶養親族の対象となる場合1を記入、該当がなければスペース。
 (ス) 障害/特障 障害者の場合1、特別障害者の場合2を記入、該当がなければスペース。
 (セ) 寡婦 公営住宅法上の寡婦に該当する場合は1を記入、該当がなければスペース。
 (ソ) ひとり親 ひとり親に該当する場合は1を記入、該当がなければスペース。
 (タ) 給与所得
 (チ) 年金所得
 (ツ) 事業所得
 (テ) その他所得

マイナンバー利用可否により記入方法が異なるので注意すること。

a マイナンバーを利用して取得した税情報を、年間所得として用いる場合

MN 利用 可否	老人 扶養	老人 配偶	特定 扶養	障害 /特 障	寡 婦	ひとり 親	給与 所得
1							1000000

- ・ MN可否に1を記入し、給与所得等は記入しない(スペースとする)こと。
- ・ 年間所得を記入した場合、記入した額が優先される。

b マイナンバーを利用しない場合

MN 利用 可否	老人 扶養	老人 配偶	特定 扶養	障害 /特 障	寡 婦	ひとり 親	給与 所得
0							1000000

- ・ MN可否に0を記入し、給与所得等を記入する。

※ 留意事項

M N 利 用 可 否	老 人 扶 養	老 人 配 偶	特 定 扶 養	障 害 ／ 特 障	寡 婦	ひ と り 親	給 与 所 得				
1											0

- ・ MN可否に1と記入しても、給与所得等に記入がある場合はマイナンバーで取得する税情報ではなく、記入額が優先される。

→ スペースと0では意味が異なるので注意

イ「昨年度の状況」欄について

昨年度の状況

裁 量 階 層	同 居 家 族	別 居 扶 養	障 害	特 障	7 0 歳 扶 養	特 定 扶 養	寡 婦	ひ と り 親	生 活 保 護

昨年度の収入申告の状況が印字されているので参考にする。

ウ 収入認定の日程について

別紙2のとおり（13ページ参照）

(3) 添付書類の点検上の注意

添付書類は、収入認定するに当たり、所得額及び控除額の確定を行うための書類であり、十分なチェックを要します。特に次の項目について注意してください。

ア 証明書類の発行年月確認。古い証明であれば、新しい証明を取り直すよう請求する。

イ 障害、寡婦、ひとり親、特定扶養等控除項目を確認。

ウ 年金恩給所得の証明書類は、その種類を確認し、公営住宅法上の収入とするか確認。

（前記2 - (2) - エ参照）

(4) 認定通知等の内容

別紙3のとおり（14ページ参照）

4 収入認定後の事務処理対応

(1) 収入再認定

- ・ 退職や同居者の人数の増減があった場合は、「県営住宅再認定申請書」により収入の再認定を行う。（意見申出書は用いない。）
- ・ 県営住宅再認定申請書により当年度と翌年度の収入の再認定を行う。ただし、通知は当年度と翌年度を区別する観点から、当年度分は「収入再認定通知書」、翌年度分は「収入認定更正通知書」を使用する。

ア 収入再認定を行う場合

(ア) 次の理由により収入が減少した場合

- ① 退職（退職後再就職していない。）
- ② 転職、再就職（正社員からパートへの変更など）

※ 上記に該当しないものについては、原則再認定を行わない。

(イ) 次の理由により各種控除の額が増加した場合

- ① 同居者控除
- ② 別居の扶養親族控除
- ③ 寡婦控除
- ④ ひとり親控除
- ⑤ 障害者控除、特別障害者控除

※ 上記に該当する同居申請、異動届の提出があった場合、収入再認定申請書の提出を指導すること。

※ 年齢に係る各種控除の基準日の見直しは行わない。(特定扶養親族控除、老人控除対象配偶者控除、老人扶養親族控除)

イ 添付書類

収入の減少…退職、転職、再就職の事実を確認できる書類。(変更があった者のみ。その他の同居者等の収入関係書類は不要。)

※ 最新の源泉徴収票が発行されていても、退職、転職、再就職がなければ原則として再認定は行わず、収入は基準日のまま変えない。

控除の増加…控除に関して事実を確認できる書類(同居者の変更に伴うものは要異動届)

ウ 収入認定日(再認定日)

指定管理者が申請書及び必要な添付書類の提出を受けた日(以下「経由日」という。)とする。ただし、添付書類の催促等に迅速に応じられない高齢者や障害者等に対しては、当該入居者宅を訪問し必要書類を徴取するなど特段の配慮を行うこと。

エ 適用開始日

経由日の属する月の1日からとする。ただし、事実発生日が経由日の属する月の2日以降である場合、翌月の1日からとする。

オ 控除の基準日

- ・ 控除に係る年齢の基準日は当初の収入認定日から変更しない。
- ・ 当初の収入認定日以降の同居者は、同居申請の処理日を基準日とする。

(2) 収入未申告者の扱い

- ・ 未申告者については「県営住宅収入再認定申請書」を使用する。(他の様式であっても、収入申告(未申告の解消)の目的で提出されたのであれば受付し処理すること。)
- ・ 申請により退職や同居者の人数の増減が判明した場合は、合わせて現年度の収入再認定を行う事を検討する。
- ・ 未申告者が4月以降に申告してきた場合、提出の月分から認定家賃を変更する。

(3) 意見申出について

収入認定に誤りがあった場合、入居者は認定通知書を受け取った日から30日以内に意見の申出を行うことができ、申出について審査した結果、申出が正しい場合は、認定日に遡及して収入認定の更正を行う。その際収入更正入力時に出力される更正通知書を入居者に送る。

(4) 訴訟対象者で調定停止になっていた者が和解になった場合は、調定復活を行うと同時に収入申告を行わせ、収入の認定を行う。適用開始日は、和解日の属する月の翌月の1日からとする。

なお、契約解除の翌月から和解日の当月までは、契約解除時点の家賃額を徴収する。

(5) 入居承継

収入認定後に入居承継をする場合、入居承継申請の際に提出された資料により、当年度の家賃を変更するとともに、来年度4月以降の家賃を変更するために収入認定更正を行う。(再認定申請書は取らず、翌年度の家賃決定通知書を出し直す。) なお、入居承継による当年度の新家賃の適

用開始日は入居承継承認日の属する月の翌月の1日からとする。

(6) 上記各種申請と電算入力関連

収入認定通知発行（1月）～納入通知書発行（3月末）の間に次の事務処理を行った場合は、今年度の家賃に係る処理だけでなく、住まいる7の収入調査から翌年度の家賃に係る処理も行うこと。

- ・入居承継を承認する場合
- ・収入再認定を承認する場合
- ・訴訟で和解になった場合

収 入 申 告 督 促 書

令和 年 月 日

県営 住宅
号館 号
様

広島県県営住宅（△△地区）指定管理者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

あなたは、広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により収入申告することになっていますが、指定期日までに収入申告書類が届きませんでした。

ついては、令和 年 月 日までに必ず提出してください。

何らかの理由により、指定期日までに収入申告書類を提出できない場合は、ご連絡ください。

なお、この督促は条例第33条に基づくものであり、収入申告されない場合は最も高い家賃となりますので必ず収入申告書類を提出してください。

令和7年度収入認定電算処理日程表

月日	入居者	管理者	指定管理者	住宅課
6月中旬 から 7月上旬			(配付)	収入申告書関係書類作成 (6月1日時点データ使用)
7月31日 (提出期限)	・収入申告書記入 ・収入を証する 書類添付		(提出) 名簿等に記録	収入認定登録準備
8月～			未提出者への督促	
登録① 8/22 必着			・電算入力票送付 (8月22日17:00必着) ・未登録、エラー対応	① データ入力依頼 (8月27日) ↓ ② 取込・帳票作成 (9月4日)
登録② 9/19 必着			・電算入力票送付 (9月19日17:00必着) ・未登録、エラー対応	① データ入力依頼 (9月24日) ↓ ② 取込・帳票作成 (10月3日)
登録③ 10/10 必着			・電算入力票送付 (10月10日17:00必着) ・未登録、エラー対応	① データ入力依頼 (10月15日) ↓ ② 取込・帳票作成 (10月24日)
登録④ 10/31 必着			・電算入力票送付 (10月31日17:00必着) ・未登録、エラー対応	① データ入力依頼 (11月5日) ↓ ② 取込・帳票作成 (11月14日)
				12月中旬頃 内容確認(東芝データ提供)
12月19日			収入認定登録作業最終処理期限 (未登録分及びエラー分のシステム端末直接入力作業最終期限(「家賃管理」⇒「収入認定登録」))	
12月25日				収入認定確定処理 (家賃決定処理)

(注) 収入認定確定処理まで修正作業は行うが、収入認定日は10月1日とする。

収入再認定に係る処理は含まない。

10月募集の新規入居者分(1/1～入居)はシステムに入力しておくこと。

認定通知書説明書

次のとおり通知書の項目に従って説明

1 支払家賃額

ここに記載されている金額が、入居者が実際に支払う家賃です。ただし、減免申請があり、審査の結果減免基準を満たした場合は、減免登録後、減免後の家賃を別途通知します。

2 収入認定額

収入申告により、入居者から申告された収入及び控除の情報を記載しています。ここに記載している内容は、別に送付する収入認定一覧にも記載しているので参考にしてください。

3 注意事項

今回通知の内容について、通知の日から30日間意見の申出ができることとしています。このため、意見申出の要望及び収入申告書未提出者からの提出要望があれば、別添「県営住宅収入認定（収入再認定）に対する意見申出書」の提出を指導してください。

なお、意見申出書の提出があり、添付書類等の審査を行い適当と認められた場合、今回通知した内容の変更を行うため、収入認定更正等の入力を行い、更正通知を送ってください。

1 控除額内訳

区 分		控 除 対 象 者	控 除 額
控一 除般	同 居 控 除 a	同居者で本人以外の方	1 人につき 38 万円
	別 居 控 除 b	同居者以外で所得税法上控除対象配偶者又は扶養親族となっている方	
個 別 の 特 別 控 除	寡 婦 控 除 c	合計所得額(※)が 5 0 0 万円以下のうち、次のいずれかに当てはまる方 ①夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫(不届)」「妻(不届)」の記載がある者は対象外とします。	1 人につき その人の所得から 27 万円
	ひ と り 親 d	婚姻歴や生死にかかわらず、生計を同一にしている総所得金額等(※)が 4 8 万円以下の子を有する単身者の方で、合計所得金額(※)が 5 0 0 万円以下の方 ※住民票の続柄に「夫(不届)」「妻(不届)」の記載がある者は対象外とします。	1 人につき その人の所得から 35 万円
給 与 年 金 控 除	給与所得者控除 又は公的年金等 所得者控除 e	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 1 0 万円未満である場合には、当該合計額	1 人につき 10 万円
そ の 他 の 特 別 控 除	障 害 者 控 除 f	本人又は一般控除対象者のうちで心身障害があり、手帳などを交付されている方	1 人につき 27 万円
	特別障害者控除 g	本人又は一般控除対象者のうちで、精神障害者 1 級、身体障害者 1 級又は 2 級の障害がある方	1 人につき 40 万円
	老人控除対象 配 偶 者 控 除 h	一般控除対象者のうち、所得税法上の控除対象配偶者で、かつ、年齢 70 歳以上の方	1 人につき 10 万円
	老人扶養親族 i	一般控除対象者のうちで年齢 70 歳以上、かつ、所得税法上扶養親族と認められている方	1 人につき 10 万円
	特定扶養親族 j	一般控除対象者のうちで年齢 16 歳以上 23 歳未満で、かつ、所得税法上扶養親族と認められている方	1 人につき 25 万円

2 家賃額算定資料（新家賃額に関する事項）

- (1) 家賃算定基礎額 収入により毎年政令で定める額
- (2) 市町村立地係数 住宅の存する市町村の立地を係数化したもの（係数は国土交通大臣が定める。）
- (3) 規 模 係 数 当該県営住宅の専用床面積／65 m²
- (4) 経過年数係数 住宅建設（竣工）時からの経過年数を 1 以下で係数化したもの（ $1 - 0.0039 \times \text{経過年数}$ ）
- (5) 利 便 性 係 数 住宅の存する区域及びその周辺の状況、住宅設備などを考慮して係数化したもの（0.5 ～ 1.3 で県が定める。）
- (6) 近傍同種の住宅の家賃 近傍同種の住宅の時価、修繕費、管理事務費を考慮して、政令で定めるところにより県が定める。
- (7) 裁 量 階 層 入居者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の方・身体障害者（1 級から 4 級）・精神障害者（1 級又は 2 級）・知的障害者（最重度・重度・中度）・戦傷病者（特別項症から第 6 項症まで、第 1 款症）・原爆被爆者（医療給付受給者）・引揚者（引揚げ 5 年間）・ハンセン病療養所入所者・同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がいる世帯
- (8) 収入超過者に関する取扱い 3 年以上入居かつ収入認定額 158 千円（裁量階層は 214 千円）を超える方（改良住宅については、収入認定額 114 千円〔裁量階層は 139 千円〕を超える方）

収入超過者の家賃額 = 新家賃 + (近傍同種の住宅の家賃 - 新家賃) × 年度の区分及び入居者の収入の区分に応じて定める率

- (9) 現在建替などで傾斜家賃適用中の方で家賃について詳しくお知りになりたい方は別に御相談ください。
 ※ (4)については、平成 17 年度家賃から改正となりました。改正に伴い、経過措置があります。
 ※ (1)及び(3)については、平成 21 年度家賃から改正となりました。改正に伴い家賃が上昇する場合、激変緩和措置を講じます。（但し、平成 21 年 3 月 31 日以前に入居された方のみ。）

3 その他

- (1) 高額所得者の取扱い 収入認定額が 31 万 3 千円を 2 年間引き続き超え、かつ県営住宅に引き続き 5 年以上居住する方（収入認定に係る所得金額において、入居者及び配偶者以外の所得金額は、124 万 8 千円を超える部分の金額を対象とする。）

家賃額 = 近傍同種の住宅の家賃（但し、明渡請求期限到来後は近傍同種の住宅の家賃の 2 倍の

額。)
(2) 収入申告書未提出者の取扱い
家賃額 = 近傍同種の住宅の家賃

【収入超過者及び高額所得者に該当しない場合】

XXXX

県営住宅収入認定・家賃決定通知書

平成XX年XX月XX日

住宅名

あなたの収入を次のとおり認定しました。

また、認定した収入に基づき平成XX年度（平成XX年XX月）のあなたの家賃を、次のとおり決定します。

- 1 支払家賃額（この額は減免前の家賃額であり、減免申請をされ審査の結果減免基準を満たした方には、別途減免通知により支払家賃額をお知らせします。）

平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	X,XXX,XXX 円
平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	X,XXX,XXX 円

- 2 収入認定額（政令月収） (円)
- | 世帯年間所得合計額 (A) | 控除額 (B) | 控除後の所得 (C)=(A)-(B) | 収入認定額 (D)=(C)/12月 |
|---------------|-----------|--------------------|-------------------|
| X,XXX,XXX | X,XXX,XXX | X,XXX,XXX | X,XXX,XXX |

世帯所得(A)の内訳 (円)			
所得金額	本人	配偶者	その他合計
X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX

世帯構成・控除(B)の内訳 ※控除額は裏面1参照 (円)							
世帯構成	同居a	別居b	寡婦夫c	障害d	特障e	70歳f	特定g
人数	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX

【収入超過者の場合】

XXXX

県営住宅家賃決定通知書

平成XX年XX月XX日

住宅名

あなたは、広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第13条第1項の規定に基づき収入申告をすべきにもかかわらず、申告されませんでしたので、あなたの家賃を次のとおり決定します。

なお、県営住宅収入認定（収入再認定）に対する意見申出書を提出された場合は、提出時点から再計算し、新たに家賃を決定しますので提出してください。

- 1 支払家賃額

平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	X,XXX,XXX 円
平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	X,XXX,XXX 円

- 2 収入認定額（政令月収） (円)
- | 世帯年間所得合計額 (A) | 控除額 (B) | 控除後の所得 (C)=(A)-(B) | 収入認定額 (D)=(C)/12月 |
|---------------|-----------|--------------------|-------------------|
| X,XXX,XXX | X,XXX,XXX | X,XXX,XXX | X,XXX,XXX |

世帯所得(A)の内訳 (円)			
所得金額	本人	配偶者	その他合計
X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX

世帯構成・控除(B)の内訳 ※控除額は裏面1参照 (円)							
世帯構成	同居a	別居b	寡婦夫c	障害d	特障e	70歳f	特定g
人数	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX

【収入超過者及び高額所得者に該当しない場合（未提出）】

XXXX

県営住宅高額所得者認定・家賃決定通知書

平成XX年XX月XX日

住宅名

あなたの収入を次のとおり認定し、その収入が広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第27条第2項の基準を2年続けて超えていますので、あなたを高額所得者として認定します。

したがって、あなたには県営住宅を明け渡す義務が生じたので、早急に住宅の明渡しをお願いします。

なお、明渡しをされるまでの平成XX年度（平成XX年XX月）のあなたの家賃を、認定した収入に基づき次のとおり決定します。

- 1 支払家賃額（この額は減免前の家賃額であり、減免申請をされ審査の結果減免基準を満たした方には、別途減免通知により支払家賃額をお知らせします。）

平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	X,XXX,XXX 円
平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	X,XXX,XXX 円

- 2 収入認定額（政令月収） (円)
- | 世帯年間所得合計額 (A) | 控除額 (B) | 控除後の所得 (C)=(A)-(B) | 収入認定額 (D)=(C)/12月 |
|---------------|-----------|--------------------|-------------------|
| X,XXX,XXX | X,XXX,XXX | X,XXX,XXX | X,XXX,XXX |

世帯所得(A)の内訳 (円)			
所得金額	本人	配偶者	その他合計
X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX

世帯構成・控除(B)の内訳 ※控除額は裏面1参照 (円)							
世帯構成	同居a	別居b	寡婦夫c	障害d	特障e	70歳f	特定g
人数	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX

【収入超過者の場合（未提出）】

XXXX

県営住宅収入超過認定・家賃決定通知書

平成XX年XX月XX日

住宅名

あなたの収入を次のとおり認定するとともに、収入が広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第27条第1項の基準を超えていますので、あなたを収入超過者として認定します。

ついては、現在使用しておられる県営住宅を明け渡す努力をしてください。

また、認定した収入に基づき平成XX年度（平成XX年XX月）のあなたの家賃を、次のとおり決定します。

- 1 支払家賃額（この額は減免前の家賃額であり、減免申請をされ審査の結果減免基準を満たした方には、別途減免通知により支払家賃額をお知らせします。）

平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	X,XXX,XXX 円
平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	X,XXX,XXX 円

- 2 収入認定額（政令月収） (円)
- | 世帯年間所得合計額 (A) | 控除額 (B) | 控除後の所得 (C)=(A)-(B) | 収入認定額 (D)=(C)/12月 |
|---------------|-----------|--------------------|-------------------|
| X,XXX,XXX | X,XXX,XXX | X,XXX,XXX | X,XXX,XXX |

世帯所得(A)の内訳 (円)			
所得金額	本人	配偶者	その他合計
X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX

世帯構成・控除(B)の内訳 ※控除額は裏面1参照 (円)							
世帯構成	同居a	別居b	寡婦夫c	障害d	特障e	70歳f	特定g
人数	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX

【高額所得者の場合】

XXXX

県営住宅収入超過認定・家賃決定通知書

平成XX年XX月XX日

住宅名

あなたの収入を次のとおり認定し、その収入が広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第27条第1項の基準を超えていますので、あなたを収入超過者として認定します。ついては、夜間使用しておられる県営住宅を明け渡す努力をしてください。また、あなたは、広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第13条第1項の規定に基づき収入申告をすすきにもかかわらず、申告されませんでしたので、あなたの家賃を次のとおり決定します。なお、県営住宅収入認定（収入再認定）に対する意見申出書を提出された場合は、提出時点から再計算し、家賃を決定しますので提出してください。

1 支払家賃額

平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	¥,XXX,XXX	円
平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	¥,XXX,XXX	円

2 収入認定額（政令月収）

（円）

世帯年間所得合計額 （A）	控除額（B）		控除後の所得 （C）=（A）-（B）	収入認定額 （D）=（C）/12月
	一般控除額	特別控除額		
¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX

世帯所得（A）の内訳

（円）

本人	配偶者	その他合計
¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX

世帯構成・控除（B）の内訳 ※控除額は裏面1参照

（人）

世帯構成	同居a	別居b	寡婦夫c	障害d	特種e	70歳f	特定g
人数	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX

【高額所得者の場合（未提出）】

XXXX

県営住宅高額所得者認定・家賃決定通知書

平成XX年XX月XX日

住宅名

あなたの収入を次のとおり認定し、その収入が広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第27条第2項の基準を2年続けて超えていますので、あなたを高額所得者として認定します。
したがって、あなたには県営住宅を明け渡す義務が生じたので、早急に住宅の明渡しをお願いします。なお、あなたは、広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第13条第1項の規定に基づき収入申告をすすきにもかかわらず、申告されませんでしたので、明渡しをされるまでのあなたの家賃を次のとおり決定します。

1 支払家賃額

平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	¥,XXX,XXX	円
平成XX年XX月	から	平成XX年XX月	まで	¥,XXX,XXX	円

2 収入認定額（政令月収）

（円）

世帯年間所得合計額 （A）	控除額（B）		控除後の所得 （C）=（A）-（B）	収入認定額 （D）=（C）/12月
	一般控除額	特別控除額		
¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX

世帯所得（A）の内訳

（円）

本人	配偶者	その他合計
¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX	¥,XXX,XXX

世帯構成・控除（B）の内訳 ※控除額は裏面1参照

（人）

世帯構成	同居a	別居b	寡婦夫c	障害d	特種e	70歳f	特定g
人数	XX	XX	XX	XX	XX	XX	XX

○ 公営住宅法

(家賃の決定)

- 第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。
- 3 第1項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。
- 4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第28条第4項において同じ。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
- 5 事業主体は、第項又は前項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。
- 6 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない

(収入状況の報告の請求等)

- 第34条 事業主体の長は、第16条第1項若しくは第28条第2項の規定による家賃の決定、第16条第4項（第28条第3項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第18条第2項の規定による敷金の減免、第19条（第28条第3項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条第1項の規定によるあつせん等又は第40条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

○ 公営住宅法施行令

(用語の定義)

- 第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

- 3 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。
- イ 入居者又は同居者に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下このイにおいて「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者一人につき十万円（その者の給与所得等の金額の合計額が十万円未満である場合には、当該合計額）
- ロ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者（以下この号において「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のも一人につき三十八万円
- ハ 同一生計配偶者が七十歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第二条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円
- ニ 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円
- ホ 入居者又はロに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）
- ヘ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十七万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が二十七万円未満である場合には、当該残額）
- ト 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額）

(家賃の算定方法)

- 第2条 公営住宅法（以下「法」という。）第十六条第一項本文及び第四項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。
- 一 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第八条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘案して〇・七以上一・六以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの
- 二 当該公営住宅（その公営住宅が共同住宅である場合にあっては、当該公営住宅の共用部分以外の部分に限る。）の床面積の合計を六十五平方メートルで除した数値

- 三 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて一以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
- 四 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上ロに掲げる数値以下で定める数値
- イ 0.5
- ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値
- (1) 1.3
- (2) 1.6を第1号に掲げる数値で除した数値
- 2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入 居 者 の 収 入	額
104,000円以下の場合	34,400円
104,000円を超え123,000円以下の場合	39,700円
123,000円を超え139,000円以下の場合	45,400円
139,000円を超え158,000円以下の場合	51,200円
158,000円を超え186,000円以下の場合	58,500円
186,000円を超え214,000円以下の場合	67,500円
214,000円を超え259,000円以下の場合	79,000円
259,000円を超える場合	91,100円

○ 広島県営住宅設置、整備及び管理条例

(収入の申告等)

- 第13条 入居者（特別住宅の入居者を除く。）は、毎年度、知事が定めるところにより、収入を申告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。ただし、入居者が介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の規則で定める者に該当する場合で、前項に規定する収入の申告をすること及び第33条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の規則で定める方法により把握した収入の状況に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 3 入居者は、前項の認定又は第五項の再認定に対し、知事が定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正し、当該入居者にその旨を通知するものとする。
- 4 入居者は、第1項の規定による収入の申告をした場合において、同居者の人数の増減その他の特別の事情があったときは、知事が定めるところにより、収入の額の再認定を申請することができる。
- 5 知事は、前項の規定による再認定の申請があったときは、その内容を審査し、相当な理由があると認めるときは、収入の額を再認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。
- 6 特別住宅の入居者は、知事が必要と認めるときは、収入に関する報告をしなければならない。

(家賃の決定)

- 第14条 県営住宅（特別住宅を除く。）の毎月の家賃は、前条2二項の規定により認定された収入（同条第3項又は第5項の規定により更正又は再認定された場合にあってはその更正又は再認定後の収入。第27条及び第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第四項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額（改良住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて知事が定める方法により算出した額）とする。ただし、入居者（第13条第2項ただし書の規定に該当する者を除く。）からの収入の申告がない場合において、第33条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、改良住宅の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）第2条第4号の第2種公営住宅に係る旧法第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧令」という。）第4条の規定によって算定された月割額（旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合においては、当該月割額）に国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条第1項の規定により当該改良住宅につき交付されることとなるべき国有資産等所在市町村交付金に相当する額を12で除して得た額を加算した額を超えないものとする。
- 3 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、知事が定める。
- 4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額（改良住宅にあっては、同条に規定する方法に準じて知事が定める方法により算出した額）とする。
- 5 特別住宅の家賃は、近傍の住宅の家賃等を総合的に考慮して知事が定める。
- 6 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の家賃を変更することができる。
- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍の住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、知事が家賃の変更を行う必要があると認めるとき。

(収入状況の報告の請求)

第33条 知事は、第14条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第2項又は第31条第3項（次条第3項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡し請求又は第35条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

○ 広島県県営住宅管理規則

（収入の申告等）

第10条 条例第13条第1項の規定による収入の申告は、知事が指示する日までに、別記様式第9号の申告書を知事に提出してしなければならない。ただし、知事が定める期間に条例第9条第1項の規定による県営住宅の入居の申込みをした場合は、当該申告書の提出があったものとみなす。

2 条例第13条第2項ただし書の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認める者

3 条例第13条第2項ただし書の規則で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。

4 条例第13条第3項の意見を述べようとする者は、同条第2項又は第5項の規定による通知のあった日から30日以内に、別記様式第10号の申出書を知事に提出しなければならない。

5 条例第13条第4項の規定による再認定の申請は、別記様式第11号の申請書を知事に提出してしなければならない。

別紙

県営住宅における事故・事件の県機関への緊急連絡について

広島県 住宅課

1 趣 旨

県営住宅において、次のいずれかに該当する事故や事件が発生した場合には、指定管理者がこれら事案の情報を入手した段階において、県の機関（県庁住宅課又は建設事務所）へ緊急連絡を行うこと。

- 1 消防又は警察が出動するレベルのもの
例示：火事，刑事事件（傷害，暴行，迷惑行為等） など
- 2 住宅の多数の入居者，又は周辺住民に影響を及ぼすもの
例示：災害，断水，ガス漏れ，水漏れ（いずれも軽微なものを除く。） など
- 3 管理瑕疵責任が明らかで，人的被害又は物損を伴うもの
例示：外壁剥離で車が損傷，水道管破裂で住居が浸水，エレベータ内に閉じ込め，県設置の遊具が壊れてケガ など
- 4 マスコミ報道が予想されるもの
例示：新聞記事やテレビ報道が予想されるもの など
（現場に記者や報道ヘリがいた，報道機関から問合せがあった など）
- 5 事故・事件への対応に県の判断，又は指示が必要と思われるもの
- 6 上記1～5には該当しないが，指定管理者の判断で連絡が適当と思われるもの

2 緊急連絡先

（1）開庁日の開庁時間内の場合

- ア 広島県西部建設事務所管内 ⇒ 県庁土木建築局住宅課 082-228-2111（代表）
- イ 広島県東部建設事務所管内 ⇒ 東部建設事務所建築課 084-921-1311（代表）
- ウ 広島県北部建設事務所管内 ⇒ 北部建設事務所建築課 0824-63-5181（代表）

（2）閉庁日又は閉庁時間内の場合

毎年度，年度当初に別途提示する緊急連絡先に連絡するものとする。

（3）異常気象時・大規模な地震の場合

- ①異常気象（対象：大雨警報，暴風警報，洪水警報，暴風雪警報の各発令時）及び②震度4・震度5弱の地震発生時における災害等の情報は，上記（2）にかかわらず，上記（1）に設置される水防班に被害状況を連絡するものとする。
- また，エレベータが緊急停止となる大規模な地震発生時には，エレベータ内への閉じ込め事故が生じていないかを直ちに調査し報告するものとする。

緊急連絡先（広島県関係）

〔閉庁時〕※開庁時は各行政機関へ連絡のこと

連絡先の電話番号は、各年度、指定管理者に別途通知する。

管内区分	連絡先 (不通の場合は、順次後位者へ連絡のこと)
広島市	県庁 土木局 住宅課 第1順位 <u>住宅管理GLの職にある職員</u> 第2順位 <u>住宅管理担当監の職にある職員</u> 第3順位 <u>住宅課長の職にある職員</u>
安芸郡	
大竹市，廿日市市	
呉市	
竹原市，東広島市	
三原市	東部建設事務所 建築課 第1順位 <u>建築課長の職にある職員</u> 第2順位 <u>住宅係長の職にある職員</u>
尾道市	
福山市，府中市	
三次市，庄原市	北部建設事務所 建築課 第1順位 <u>建築課長の職にある職員</u> 第2順位 <u>建築課長に次ぐ職にある職員</u>

県営平成ヶ浜住宅等の維持管理に関する協定書

広島県（以下「県」という。）と坂町（以下「町」という。）は、県と町の共同事業たる県営坂地区住宅整備事業で整備し、安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目 13023 番地 2 に所在する県営平成ヶ浜住宅 1 号館、町営平成ヶ浜住宅 1 号館、集会所及び町の保育所並びにこれらの付帯施設（以下、「県営平成ヶ浜住宅等」という。）の維持管理に関する協定を締結した。

（目的）

第 1 条 この協定は、県営平成ヶ浜住宅等の維持管理を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（対象物件）

第 2 条 この協定の対象とする敷地及び建築物等（以下「対象物件」という。）は、別表 1 のとおりとする。

（管理区分）

第 3 条 県と町がそれぞれ専用して使用する部分（以下「専用部分」という。）及び、県と町が共同して使用する部分（以下「共用部分」という。）の区分は別紙 1 のとおりとする。

2 専用部分は、県及び町各々の部分について、各々が維持管理を行う。

3 共用部分は、県と町が共同して維持管理を行う。

（維持修繕）

第 4 条 県営平成ヶ浜住宅等の維持及び修繕に要する費用の県、町各々の負担割合は、それぞれ別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

2 県営平成ヶ浜住宅等の維持及び修繕に要した費用の支払いは、維持管理業者から、前項の負担割合により県と町別々に請求させ、県と町はその請求額を支払うものとする。

（維持修繕の特例）

第 5 条 県と町は、台風、豪雨、降雪、落雷、地震、津波、洪水等の災害によって対象物件が損傷した場合、第 4 条の規定にかかわらず、県と町が協議の上処理する。

2 県と町は、対象物件につき、県又は町いずれかの責に帰すべきものがあるときは、その者の負担において現状回復しなければならない。

（火災保険）

第 6 条 県と町は、対象物件の火災（落雷及び爆発を含む。）による損害への備えとして、社団法人全国公営住宅火災共済機構の実施する住宅火災共済事業（以下、「火災共済」という。）に加入する。

2 火災共済の契約申込は、県が両者を代表して行う。

3 火災共済委託契約金の支払いは県が行い、町は別表 4 の負担割合に応じた金額を県に支払う。

(協議事項)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項に関しては、県と町が協議して定める。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定書締結日から施行する。

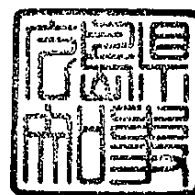
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、県と町が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成18年 3月23日

広島県
代表者

広島県知事

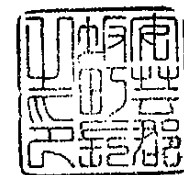
藤 田 雄 山



坂 町
代表者

坂 町 長

吉 田 隆 行



別表 1

所 在		広島県安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目 13023 番地 2	
敷地	面 積	13,400.00 m ² ・ 県の所有地 ・ 県は町に対し行政財産使用許可（1 年更新） ・ 2 期・3 期用地については、各事業の開始までの間を対象とする。	
建築物等	共同住宅		
	(1) 構造及び階数 鉄筋コンクリート造 8 階建て (2) 用途 県の共同住宅（県営住宅）60 戸 町の共同住宅（町営特定公共賃貸住宅）20 戸		
	付帯施設	保育所	町の所有
		集会所	県、町の共同所有
		駐輪場	
		受水槽・ポンプ室 （共同住宅用）	
		受水槽・ポンプ室 （保育所用）	町の所有
ごみ置場	県、町の共同所有		
外構		保育所に関する部分は町の所有 その他は県、町の共同所有	

別表 2 維持業務関係負担割合

項 目		按分 ルール 適用	負担割合	
			県	町
消防設備点検業務（住棟部）	県営住宅		100%	—
	町営住宅		—	100%
消防設備点検業務（共用部）		①	75%	25%
自家用電気工作物点検		②	14.67%	85.33%
受水槽清掃		①	75%	25%
加圧給水ポンプ点検		①	75%	25%
簡易専用水道検査及び水質検査		①	75%	25%
エレベーター保守委託		①	75%	25%
遠隔監視業務		①	75%	25%
建物巡回		③	62.85%	37.15%
電波障害対策施設電気代		④	70.53%	29.47%
保守委託		①	75%	25%
将来予定地草刈（2 期，3 期用地）		①	75%	25%

別表3 修繕業務負担割合

項 目			使用区分	按分 ルール 適用	修繕費負担割合	
					県	町
建築物	共同住宅	県営住宅 60 戸	県営住宅専用		100%	—
		町営住宅 20 戸	町営住宅専用		—	100%
		上記以外の部分	住宅共用（集会所以外）	Ⓐ	75%	25%
	集会所 （共用屋根防水以外）		住宅共用（集会所）	Ⓐ	75%	25%
	保育所 （共用屋根防水以外）		保育所専用		—	100%
	集会所・保育所共用屋 根防水		全体共用	Ⓕ	32.64%	67.36%
	駐輪場・受水槽ポンプ 室（共同住宅用）・ごみ置 場		住宅共用（集会所以外）	Ⓐ	75%	25%
設備	昇降機		住宅共用（集会所以外）	Ⓐ	75%	25%
	電気設備		県営住宅専用		100%	—
			町営住宅専用		—	100%
			保育所専用		—	100%
			住宅共用 （集会所、集会所以外とも）	Ⓐ	75%	25%
			全体共用 （保育所・集会所用自家用電気工作物）	Ⓑ	14.67%	85.33%
	弱電設備（電話） 弱電設備（TV） 自動火災報知設備 ガス設備 給水設備 排水設備		県営住宅専用		100%	—
			町営住宅専用		—	100%
			保育所専用		—	100%
			住宅共用 （集会所、集会所以外とも）	Ⓐ	75%	25%
			全体共用	Ⓖ	57.51%	42.49%
				Ⓔ	66.08%	33.92%
	連結送水管設備 避雷針設備		住宅共用（集会所以外）	Ⓐ	75%	25%
	電波障害対策設備		住宅共用（集会所以外）	Ⓓ	70.53%	29.47%
外構	共同住宅部分		住宅共用（集会所以外）	Ⓐ	75%	25%
	保育所部分		保育所専用		—	100%

別表4 火災共済委託契約金負担割合

項 目			所有 区分	按分 ルール 適用	火災共済委託 契約金負担割合	
					県	町
共同 住宅	専用 部分	県営住宅 60 戸 (TR 含む)	県		100%	—
		町営住宅 20 戸 (TR 含む)	町		—	100%
	共用部分 (共用廊下・階段、バルコニー、ピロティ、MB、EV)		共有	㊦	70.53%	29.47%
集会所			共有	㊦	75%	25%
保育所			町		—	100%
駐輪場			共有	㊦	70.53%	29.47%
受水槽・ポンプ室 (共同住宅用)			共有	㊦	70.53%	29.47%
受水槽・ポンプ室 (保育所用)			町		—	100%
ごみ置場			共有	㊦	70.53%	29.47%
電気室			共有	㊦	70.53%	29.47%

按分ルール一覧

①戸数按分

	戸数	割合
県営住宅	60 戸	0.75
町営住宅	20 戸	0.25

②設備容量按分

	設備容量	設備容量の割合	自家用電気工作物 点検・修繕の割合
集会所	23.2kVA	0.0468	県分 0.1467 町分 0.0489
保育所	95.4kVA	0.1924	町分 0.8044

③面積按分

	住戸専用	共用面積 (住戸専用面積按分)	集会所 (戸数按分)	合計面積	割合
県 営	3502.98 m ²	309.20 m ²	133.91 m ²	3946.09 m ²	0.6285
町 営	1464.00 m ²	129.22 m ²	44.64 m ²	1637.86 m ²	0.2609
全 体	4966.98 m ²	438.42 m ²	178.55 m ²		
保育所				694.51 m ²	0.1106

④住宅棟の面積按分 (=住戸占有面積按分)

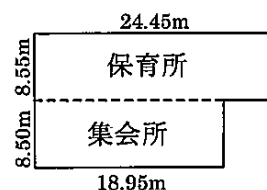
	住戸専用面積	割合
県営住宅	3502.98 m ²	0.7053
町営住宅	1464.00 m ²	0.2947

⑤専用面積按分

	住戸専用	集会所	合計面積	割合
県 営	3502.98 m ²			
町 営	1464.00 m ²			
全 体	4966.98 m ²	178.55 m ²	5145.53 m ²	県分 0.6608 町分 0.2203
保育所			694.51 m ²	町分 0.1189

⑥保育所・集会所棟の共用屋根面積按分

	集会所 (戸数按分)	合計面積	割合
県 営	120.80 m ²	120.80 m ²	0.3264
町 営	40.27 m ²	40.27 m ²	0.1088
保育所		209.04 m ²	0.5648



⑦敷地面積按分

	住宅敷地 (戸数按分)	合計面積	割合
県 営	3695.888 m ²	3695.888 m ²	0.5751
町 営	1231.962 m ²	1231.962 m ²	0.1917
保育所		1498.423 m ²	0.2332

※各敷地面積は、完成図書の CAD 図面上での測定値である。

別紙1 県営平成ヶ浜住宅等維持修繕区分

項目	専用部分		共用部分		備 考
	住 宅（集会所含む）	保育所	全体共用 （＝住宅（集会所含む）＋保育所	住宅（集会所含む）共用	
建築物	・住戸内部（住戸外部に面する建具、窓格子、給排気口含む） ・TR（TR外部に面する建具も含む） ・バルコニーの物干金具 ・身体障害者用住戸（県営）バルコニーの木製デッキ部分 ・1階住戸バルコニーの門扉	保育所部分（集会所との共用屋根防水を除く。）	集会所－保育所棟共用屋根防水	・左各欄に列記した以外の部分	・住宅の外部（外壁）、廊下、バルコニーは全て共用部分とする。
外構		・保育所外構部分		・住宅外構部分	・県営・町営の駐車区画についても住宅部分の共用とする。
昇降機				・昇降機全体	
電気設備	・各住戸分電盤以降	・キュービクルWH－保から保育所及び保育所用受水槽への分岐以降	・キュービクルWH－保	・左各欄に列記した以外の部分（中電設置・管理部分を除く）	※引込みからキュービクルLM－Sまでは中電設置・管理
弱電設備（電話）	・各住戸ワイドプレート部	・端子盤T－1からの分岐以降	・電話線引込から端子盤T－1まで	・端子盤T－1からの分岐以降（各住戸ワイドプレート部除く）	
弱電設備（テレビ）	・各階端子盤から各住戸への分岐以降	・端子盤T－1－2からの分岐以降		・住宅、保育所の専用部分以外	
自動火災報知設備	・各住戸子機（ドアホン）以降	・保育所部分の設備		・住宅部分の該当設備の内、住戸専用部分以外	
連結送水管				・設備全体	
避雷針設備				・設備全体	
ガス設備	・各住戸ガスメーター以降	・ガス管からの引込以降		・ガス管引込から各住戸ガスメーターまでの間	
給水設備	・各住戸水道メーター以降	・保育所用の受水槽の水道メーター以降	・給水施設からの引込以降、住宅用受水槽のメータボックス及び、保育所用受水槽、外構用散水系統の各水道メーターまで	・住宅用受水槽の水道メーターボックス以降、各住戸水道メーターまでの間 ・外構用散水系統の水道メーター以降	
排水設備（污水）	・各住戸以降、住宅の共用の排水管までの間	・保育所以降、住宅の共用排水管との合流部までの間	保育所の排水と住宅の共用排水の合流部以降	・左各欄に列記した以外の部分	
排水設備（雨水）		・保育所以降、住宅の共用排水管との合流部までの間	保育所の排水と住宅の共用排水の合流部以降	・左各欄に列記した以外の部分	